

不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況（平成 30 年）について

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも 1 回公表することとされています（労働組合法第 27 条の 18、労働委員会規則第 50 条の 2）。平成 30 年の達成状況は、次のとおりです。

1 審査の目標期間（平成 24 年 1 月 27 日 第 644 回公益委員会議決定）

(1) 団交拒否事件：6 か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）

(2) 通常事件：1 年

（注 1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。

（注 2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における 1 事件当たりの平均処理日数。

2 達成状況

(1) 団交拒否事件

平成 30 年に係属した事件及び終結した事件はありません。

(2) 通常事件

平成 30 年に係属し、終結した事件は 1 件、審査期間は 97 日であり、目標期間を達成。

【平成 30 年に係属した不当労働行為事件の審査の実施状況及び事件の概要】

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人 数等	終結 状況
	終結年月日					
平成 29 年（不）第 2 号	H29. 12. 28	97 日	0 回	0 回	0 回	却下
	H30. 4. 3					

（参考）過去 5 年間における審査の実施状況

年 (平成)	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数等
26	団交拒否	1 件	1 件	241 日	0 回	0 回	0 人
	通常	1 件	0 件	—	6 回	—	—
27	団交拒否	1 件	—	—	3 回	1 回	2 人
	通常	2 件	1 件	359 日	6 回	5 回	7 人
28	団交拒否	1 件	1 件	179 日	0 回	1 回	2 人
	通常	4 件	4 件	213 日	2 回	3 回	5 人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2 件	1 件	56 日	0 回	0 回	0 人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1 件	1 件	97 日	0 回	0 回	0 人

（注）平成 27 年に申立てがあり平成 28 年に終結した事件（1 件）については、平成 27 年

に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウント。

(1) 平成 27 年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに 1 件ずつカウント。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した 2 回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成 28 年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに 1 件ずつカウント。